オリンピックスタジアム㊤と晴海地区㊦の規制内容（元図を一部加工）

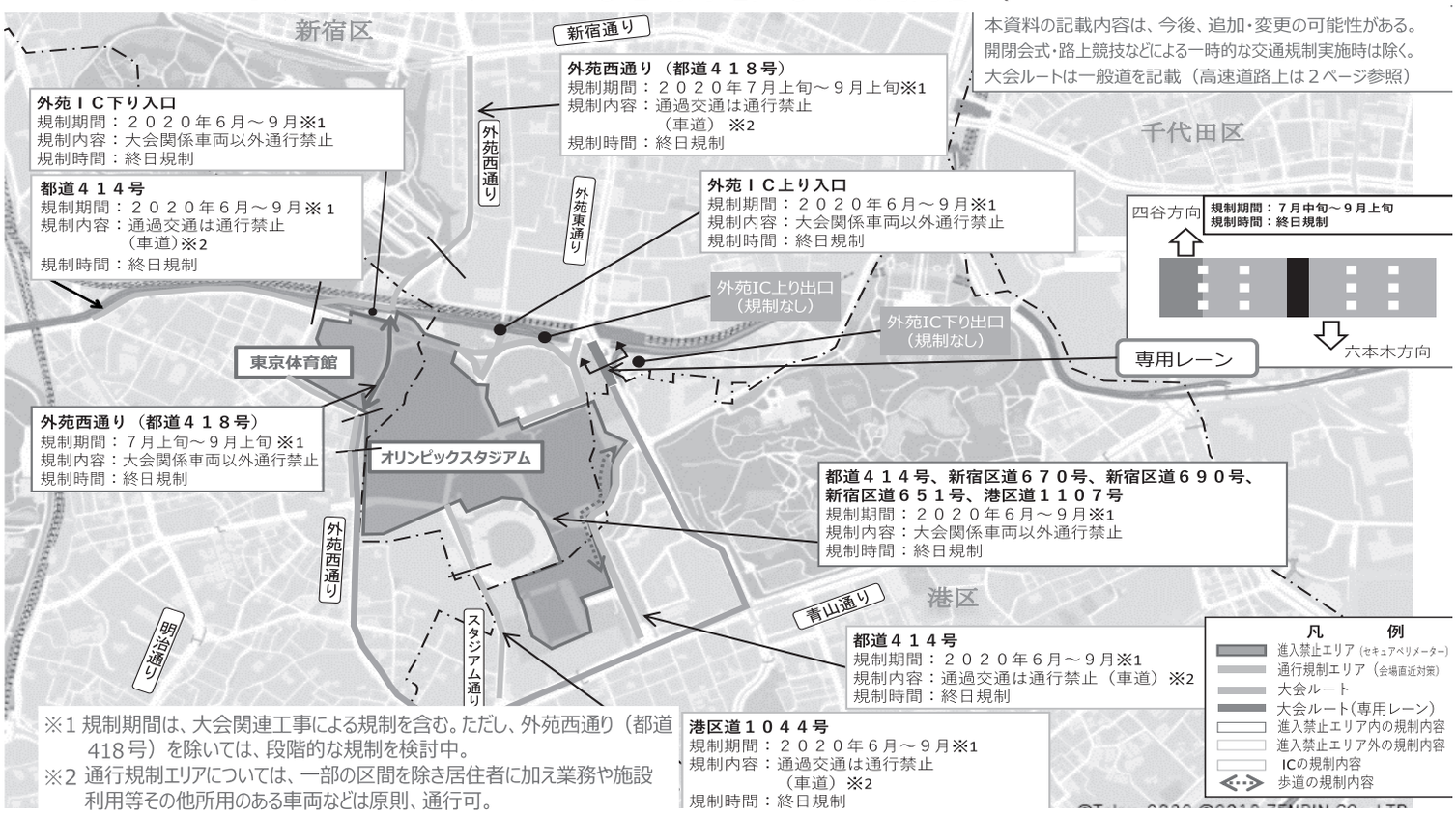

本資料の記載内容は、今後、追加・変更の可能性がある。
開閉会式・路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。
大会ルートは一般道を記載（高速道路上は２ページ参照）

※1 規制期間は、大会関連工事による規制を含む。ただし、外苑西通り（都道418号）を除いては、段階的な規制を検討中。
※2 通行規制エリアについては、一部の区間を除き居住者に加え業務や施設利用等その他所用のある車両などは原則、通行可。

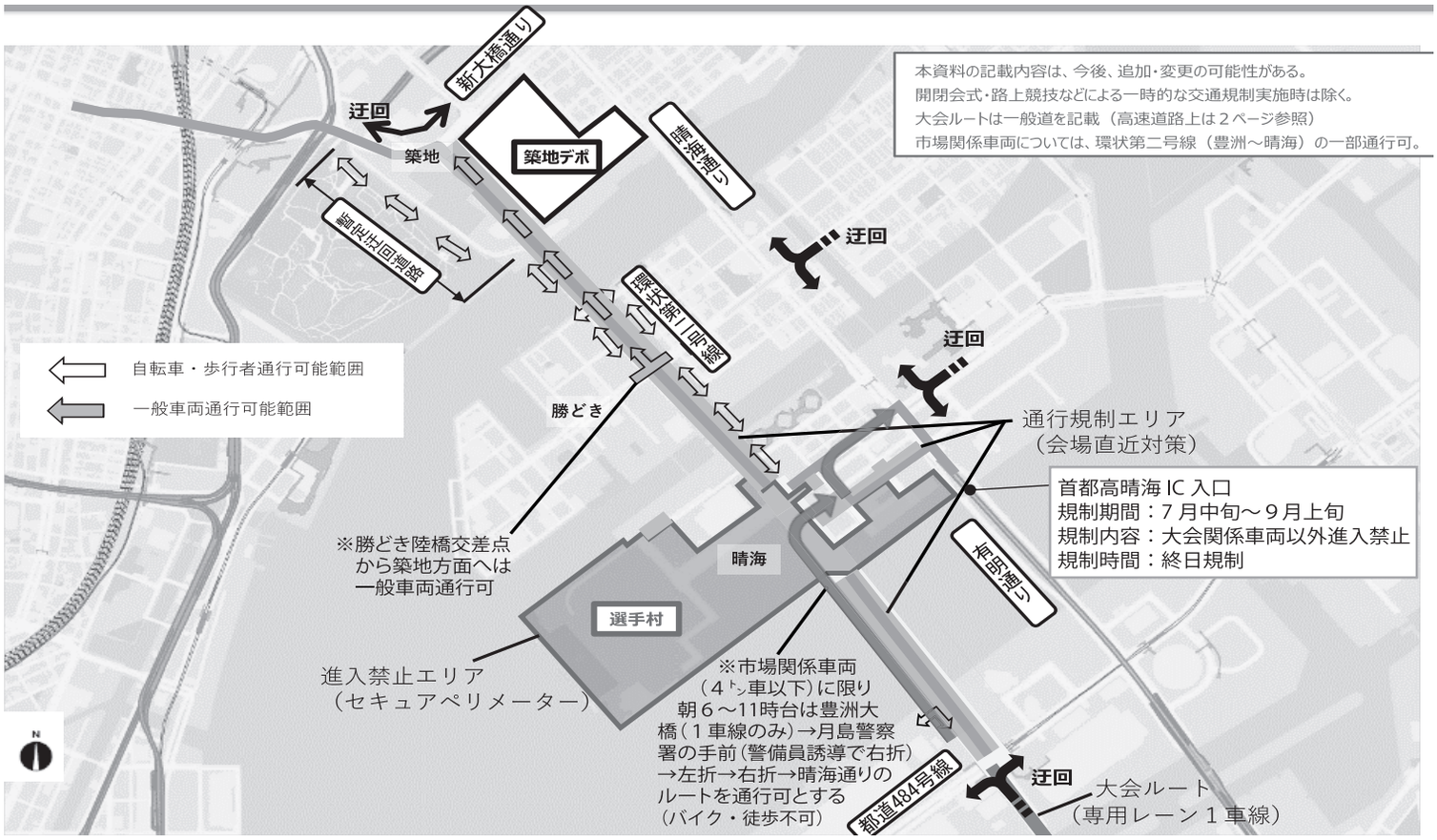

本資料の記載内容は、今後、追加・変更の可能性がある。
開閉会式・路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。
大会ルートは一般道を記載（高速道路上は２ページ参照）
市場関係車両については、環状第二号線（豊洲～晴海）の一部通行可。